

勝浦町第六次総合計画（総合戦略一体型）後期基本計画策定支援業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、勝浦町第六次総合計画業務の委託契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 勝浦町第六次総合計画（総合戦略一体型）後期基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「勝浦町第六次総合計画（総合戦略一体型）後期基本計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 事業費 本業務に関する費用は、4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 提案者は、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 過去3年間において勝浦町と同規模程度の地方公共団体で総合計画と総合戦略の一体的な策定業務を受託し、完了した実績があること。
  - イ 過去に国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した第3次地方版総合戦略について受注した実績があること。
  - ウ 本社または支社が、四国内にあり、作業担当者を四国内に配置可能であること。
  - エ 本業務については、個人情報を取り扱う場合も想定されるため、プライバシーマークの認定を必須とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 物品の購入等の契約等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条及び第9条に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていないこと。
- (5) 勝浦町の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

4 質問の受付

質問がある場合は、質問書（様式5）に記入の上、下記の提出期限までに電子メールで企画交流課あてに送信すること。回答は、原則として電子メールで令和7年5月13日までに回答する。

提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

提出先：勝浦町企画交流課

E-mail：kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時まで（厳守）※ただし、土日祝日を除く。

(2) 提出方法 持参または郵送、宅急便（提出期限日までに必着）

(3) 提出先 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地  
勝浦町企画交流課

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）

エ 同種・類似関連業務の実績（様式 3）

オ 業務実施体制（様式 4）

カ 企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）（任意様式）

※副本 5 部には、会社名、ロゴマーク等、社名等が分かる表示は一切しないこと。

①様式

i) 表紙を付けること。

ii) 書類は原則 A 4 サイズとし、A 3 の場合は A 4 に折りたたむこと。

iii) 枚数の制限はしないが要点を簡潔にまとめて作成すること。

iv) 各頁下部余白に頁番号を付すること。

v) 図示、着色は自由とする。

②記載事項 次に掲げる事項をわかりやすく、かつ簡潔にすべて記載すること。

i) 企業（団体）の概要

ii) 事業スケジュール

iii) 別紙仕様書に基づく提案内容

キ 業務委託見積書（任意様式）

※消費税及び地方消費税を含む。

## 6 選定方法

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

(1) 選定は、別に設置する選定委員会が行う。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 審査方法は、書類審査と提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価、採点し本事業の実施にあたり最適な提案をした事業者を候補者として選定する。ただし、審査の結果によっては、いずれの参加者も候補者に選定しないことがある。

(3) 評価基準は、別紙「プロポーザル選定評価基準表」のとおり。

(4) プレゼンテーション実施

令和 7 年 5 月 27 日（火） 予定

1 事業者につき 30 分以内（説明時間 20 分以内、質疑応答 10 分以内）

詳細な日時・場所については後日、通知する。

(5) 評価結果は、企画提案書等を提出した全てのものに書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。評価結果に対する異議申立ては受理しない。

(6) 失格要件

下記のいずれかに該当した場合は、その者の提出した企画提案書を無効とする。

ア 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領4に定める参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

エ 2案以上の企画提案をした場合

オ その他本要領の定めに反した場合

(7) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で採否を決定する。

## 7 候補者との契約締結協議

(1) 契約については、審査により選定された優先交渉権者と本町において協議を行ったうえで地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(3) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。なお、企画提案書に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定において、次点の候補者と協議を行う。

## 8 その他

(1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本町から求める場合がある。

(4) 提出書類の著作権は事業者には帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

(5) 辞退する場合は、事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

## 9 問い合わせ先

勝浦町企画交流課

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

電話：0885-42-2552 FAX：0885-42-3028

プロポーザル選定評価基準表

評価項目		評価の着目点・判断基準	配点
業務遂行能力、 業務実施体制	業務実績	類似業務について実績が豊富で、そのノウハウが本業務に活用が可能となっているか	10
	実施体制	業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか	15
	情報保護体制	十分な情報管理体制になっているか	
企画提案	人口ビジョンの検証・見直し	現行人口ビジョンに対する認識と修正に関する方針は明確かつ適正か	15
		基礎調査の実施方針は明確かつ適切か	
		調査結果の分析方法は適切か	
	後期基本計画案・次期総合戦略案の策定支援	後期基本計画等案を策定するにあたり、きめ細やかな支援が期待できるか	20
		計画策定後におけるPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るための適切かつ効果的な進捗管理方法及びその進捗状況を図る各種指標等が提案されているか	
	後期基本計画・次期総合戦略策定におけるアドバイス等	前期基本計画の評価及び検証結果に対する積極的な助言やノウハウの提供その他の支援を得ることができるか	20
本町の課題や特性にあったデジタルを活用した地方創生にも横展開が可能な提案がなされているか			
審議会等の運営支援	総合計画策定委員会等における提案事業者の活躍が十分に期待できるか	10	
見積金額	予算の妥当性	予算内での効果的な効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか。	10
合 計			100